

第四条の三 医療法人（次項に規定する医療法人を除く）の理事のうち一人は、理事長とし、定款又は寄附行為の定めるところにより、医師又は歯科医師である理事のうちから選出する。ただし、都道府県知事の認可を受けた場合は、医師又は歯科医師でない理事のうちから選出することができる。

前項第一項ただし書の規定に基づく都道府県知事の認可を受けて一人の理事を選ばず医療法人にあっては、いの尊（第四項を除く）の規定の適用についててば、当該理事を理事長とみなす。

3 理事長は、医療法人を代表し、その業務を総理する。

4 理事長に事故があるとき、又は理事長が欠けたときは、定款又は寄附行為の定めるところにより、他の理事が、その職務を代理し、又はその職務を行つ。

*「認可」の申請＝規則三一の三・三六

〔理理事長たる理事〕

第四十七条 医療法人は、その開設するすべての病院、診療所又は介護老人保健施設の管理者を理事に加えなければならぬ。ただし、医療法人が病院、診療所又は介護老人保健施設を二以上開設する場合において、都道府県知事の認可を受けたときは、管理者の一部を理事会に加えないことができる。

2 前項の理事会は、管理者の職を退いたときは、理事会を改めることとする。

*「認可」の申請＝規則三一の四・三六

〔監事の監査権〕

第四十八条 監事は、理事又は医療法人の職員（当該医療法人の開設する病院、診療所又は介護老人保健施設の管理者その他の職員を含む。）を兼ねてはならない。

3 医療法人は、毎会計年度の終了後二月以内に、決算を都道府県知事に届け出なければならない。

〔赤字の届出〕

第五十条 医療法人は、毎会計年度の終了後二月以内に、前項の規定により届け出るべき手続は、厚生労働省令で定める。

*「会計年度」＝法五三、規則＝法七六一の二

〔収益の整備、開資〕

第五一条 医療法人は、毎会計年度終了後二月以内に、財産回収、貸借対照表及び損益計算書を作り、常じてこれを各事務所に備えて置かなければならぬ。

*「会計年」＝法五三、規則＝法七六一の二

〔会計年度〕

第五十二条 医療法人の会計年度は、四月一日に始まり、翌年四月三十日を終るものとする。ただし、定款又は寄附行為に別段の定めがある場合は、この限りでない。

2 医療法人の債権者は、医療法人の執務時間内にはいり、前項の書類の閲覧を求めることができる。

*「規則」＝法七六二

〔剩余金配当の禁止〕

第五十三条 医療法人は、剩余金の配当をしてはならない。

*「規則」＝法七六三

〔解散〕

第五十四条 社団たる医療法人は、左の事由によつて解散する。

1 定款をもつて定めた解散事由の発生

2 自目的たる業務の成功の不能

3 総会の決議

4 其の他の医療法人との合併

5 社員の欠亡

6 破産

7 設立認可の取消

3 医療法人は、第一項の厚生労働省令で定める事項に係る定款又は寄附行為の変更をしたときは、遅滞なく、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

*「認可」の申請＝規則三一の二、規則三一の二

三六 規則＝法七六一の二

2 財團たる医療法人は、左の事由によつて解散する。

1 奇附行為をもつて定めた解散事由の発生

2 前項第一項、第四項、第六項又は第七項に掲げたる事由に當たつては、あらかじめ、都道府県知事の認可を受けなければ、その効力を生じない。

3 第一项第一号又は第三号に掲げる事由による解散は、都道府県知事の認可を受けなければ、その効力を生じない。

4 都道府県知事は、前項の認可をし、又は認可をしない处分をするに当たつては、あらかじめ、都道府県知事の意見を聽かなければならぬ。

5 残算人は、第一項第一号若しくは第五条又は第二項第一号に掲げる事由によつて医療法人が解散した場合には、都道府県知事にその旨を届け出なければならない。

*「会計」＝法五七、「設立認可の取消」＝法六五・六

6 「認可」の申請＝規則三四・三六、「認可」をしない場合の弁明の機會の付与等＝法六七

〔残余財産の帰属処分〕

第五十六条 解散した医療法人の残余財産は、合併及び破産の場合を除くほか、定款又は寄附行為の定めるところにより、その帰属すべき者に帰属する。

2 社団たる医療法人の財産で、前項の規定により処分されないものは、清算人が総社員の同意を経、且つ、都道府県知事の認可を受けて、これを処分する。

3 財團たる医療法人の財産で、第一項の規定により処分されないものは、清算人が都道府県知事の認可を受けて他の医療事業を行う者にこれを帰属させる。

4 前二項の規定により処分されない財産は、國庫に帰属する。

〔合併による医療法人の設立事務〕

第五十七条 社団たる医療法人は、総社員の同意があるときは、他の社団たる医療法人と合併をすることができる。

2 財團たる医療法人は、奇附行為に合併することができる旨の定がある場合に限り、他の財團たる医療法人と合併をすることができる。

3 財團による医療法人の合併は、合併後存続する医療法人又は合併によって消滅した医療法人は、合併によって消滅した医療法人（当該医療法人がその行う事業に関し行政庁の認可その他処分に基いて有する権利義務を含む）を承継する。

〔権利義務の承継〕

第六十条 合併により医療法人を設立する場合においては、定款の作成又は奇附行為その他の医療法人の設立に関する事務は、各医療法人において選任した者が共同して行わなければならない。

2 合併後存続する医療法人又は合併によって設立した医療法人は、合併によって消滅した医療法人の権利義務（当該医療法人がその行う事業に関し行政庁の認可その他処分に基いて有する権利義務を含む）を承継する。

3 財團による医療法人が合併をするには、理事の三分の二以上の同意がなければならない。但し、奇附行為の二以上の同意がなければならない。

4 合併は、都道府県知事の認可を受けなければ、その効力を生じない。

5 第五十五条第四項の規定は、前項の認可について適用する。

*「認可」の申請＝規則三五・三六、「認可」をしない場合の弁明の機会の付与等＝法六七

〔財産回収、貸借対照表の作成〕

第五十六条 医療法人は、前項第四項に規定する都道府県知事の認可があつたときは、その認可の通知のあった日から二週間以内に、財産回収及び貸借対照表を作らなければならない。

*「規則」＝法七六四

〔債権者の保護〕

第五十九条 医療法人は、前項の期間内に、その債権者に対し、異議があれば一定の期間内に述べるべき期日に公告し、且つ、判明している債権者に対しては、各別にこれを通告しなければならない。但し、その期間は、二月を下ることができない。

2 債権者が前項の期間内に合併に対して異議を述べたときは、合併を承認したものとみなす。

3 債権者が異議を述べたときは、医療法人は、これに弁済をし、若しくは相当の担保を提供し、又はその債権者に弁済を受けさせることを目的として信託全社若しくは信託業務を営む銀行に相当の財産を信託しなければならない。ただし、合併をしてもその債権者を害するおそれがないときは、この限りでない。

4 債権者による医療法人の設立事務

第五十七条 合併後存続する医療法人又は合併によって設立した医療法人は、合併によって消滅した医療法人（当該医療法人がその行う事業に関し行政庁の認可その他処分に基いて有する権利義務を含む）を承継する。

2 合併後存続する医療法人又は合併によって設立した医療法人が、その主たる事務所の所在地において政令の定めるところにより登記をするにじにとつて、その効力を生じる。

*「政令」＝昭三九政令一九（総合等登記令）

(昭和三十三年一〇月二十七日政令三二六)

(医療法人台帳等)

第五条の六 厚生労働大臣及び都道府県知事は、それ医療法人台帳を備え、厚生労働大臣にあつては、二以上の都道府県の区域内において病院、診療所又は介護老人保健施設を開設する医療法人について、都道府県知事にあつては、その他の医療法人で当該都道府県の区域内に主たる事務所を有するものについて、厚生労働省令で定める事項を記載しなければならない。

2 都道府県知事は、当該都道府県の区域内に主たる事務所を有する医療法人（二以上の都道府県の区域内において病院、診療所又は介護老人保健施設を開設する医療法人を除く）が、他の都道府県の区域内へ主たる事務所を移転したときは、当該医療法人に関する医療法人台帳の記載事項を、当該医療法人の主たる事務所の新所在地の都道府県知事に通知しなければならない。

*「厚生労働省令」＝規則三八

*「台帳」の保存期間＝令五の九

(登記の届出)

第五条の七 医療法人が、組合等登記令（昭和三十九年政令第二十九号）の規定により登記したときは、登記事項及び登記の年月日を、遅滞なく、都道府県知事に届け出なければならない。ただし、登記事項が法第四十四条第一項、第五十条第一項、第五十五条第三項及び第五十七条第四項の規定による都道府県知事の認可に係る事項に該当するときは、登記の年月日を届け出るものとする。

(役員変更の届出)

第五条の八 医療法人は、その役員に変更があつたときは、新たに就任した役員の就任承諾書及び履歴書を添付して、遅滞なく、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

(書類の保存期間)

第五条の九 都道府県知事は、医療法人台帳及び厚生労働省令で定める書類を、当該医療法人台帳及び厚生労働省令で定める書類に係る医療法人の解散した日から五年間保存しなければならない。

*「厚生労働省令」＝規則三九

(統整規定)

第五条の一〇 二以上の都道府県の区域内において病院、診療所又は介護老人保健施設を開設する医療法人に係る前三条の規定の適用については、これらの規定中「法第四十四条第一項、第五十条第一項、第五十五条第三項及び第五十七条第四項」とあるのは、「法第六十八条の二第一項の規定により読み替えて適用される法第四十四条第一項、第五十条第一項、第五十五条第三項及び第五十七条第四項」と、「都道府県知事」とあるのは「厚生労働大臣」とする。